

福祉用具について

介護保険における福祉用具のサービス

	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
事業概要	福祉用具を指定事業者から貸与	入浴や排せつ等に用いる福祉用具(特定福祉用具)の購入(償還払い)。 (H18年より指定制度導入)
対象種目	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす(付属品含む) ・特殊寝台(付属品含む) ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト(つり具の部分を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座 ・特殊尿器 ・入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、入浴用介助ベルト) ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分
支給限度基準額	要支援、要介護度別の支給限度基準額の範囲内において、他のサービスと組み合わせ	10万円 ※要支援、要介護区分にかかわらず定額 ※同一支給限度額管理期間内 (4/1~3/31の1年間)は、用途及び機能が著しく異なる場合、並びに破損や要介護状態の変化等の特別の事情がある場合を除き、同一種目につき1回のみ支給
給付割合	サービス利用料の9割	購入費の9割
給付額	現に要した費用(実勢価格)	現に要した費用(実勢価格)

介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方 (第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会提出資料 (H10.8.24))

介護保険制度における福祉用具の範囲

- 1 要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの
- 2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの (例えば、平ベッド等は対象外)
- 3 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの (例えば、吸入器、吸引器等は対象外)
- 4 在宅で使用するもの (例えば、特殊浴槽等は対象外)
- 5 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの (例えば、義手義足、眼鏡等は対象外)
- 6 ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの (一般的に低い価格のものは対象外)
- 7 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの (例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外)

居宅福祉用具購入費の対象用具の考え方

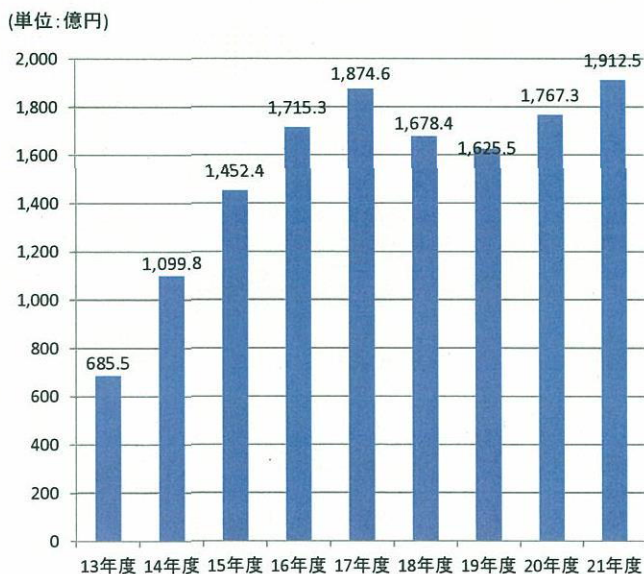
- 福祉用具の給付は、対象者の身体の状態、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与
- 購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定
 1. 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの (入浴・排せつ関連用具)
 2. 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの (つり上げ式リフトのつり具)

2

福祉用具の保険給付の状況 (1)

- 平成21年度の福祉用具貸与費は約1,912億円(対前年比8.2%増)である
- 貸与事業所数及び1事業所あたりの平均額は、概ね横ばいである

福祉用具貸与の費用額の推移(介護予防を含む)



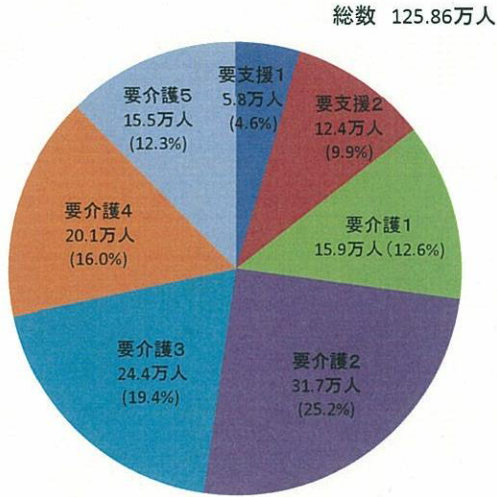
福祉用具貸与事業所数及び1事業所あたり平均額の推移



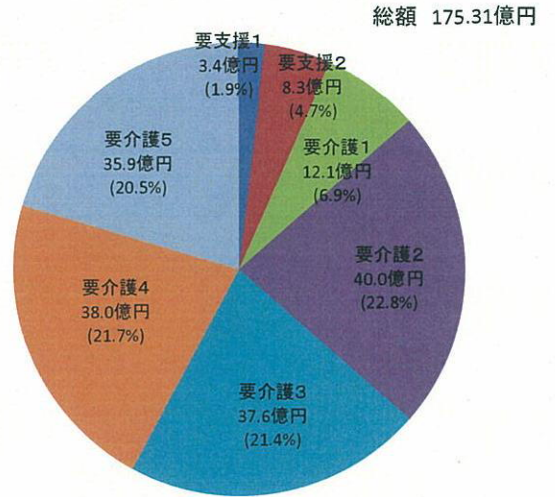
福祉用具の保険給付の状況（2）

- 福祉用具貸与費の受給者数は、全体で125.8万人である。(H23.2サービス提供分)
- 福祉用具貸与費の費用額は、全体で175.3億円である(同)

要介護度別受給者数



要介護度別費用額

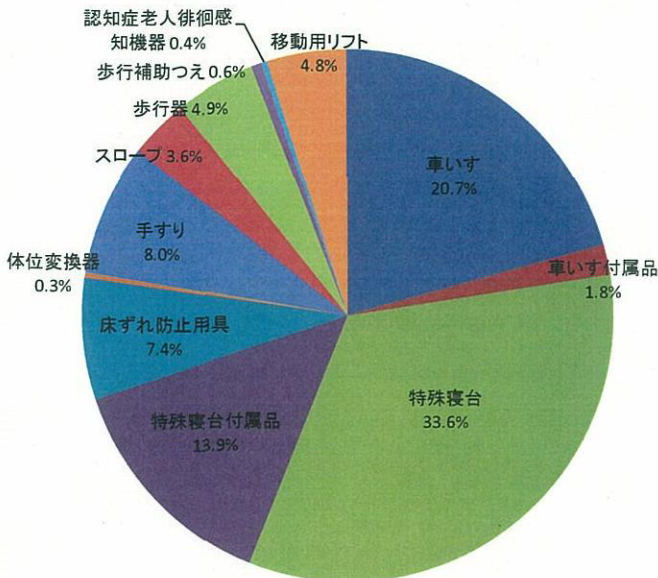


(介護給付費実態調査(平成23年2月サービス提供分))

福祉用具の保険給付の状況（3）

- 福祉用具貸与の種目別の利用割合(単位数)は、車いす(付属品を含む)と特殊寝台(付属品を含む)で全体の7割を占める。

福祉用具貸与の請求内訳(単位数)

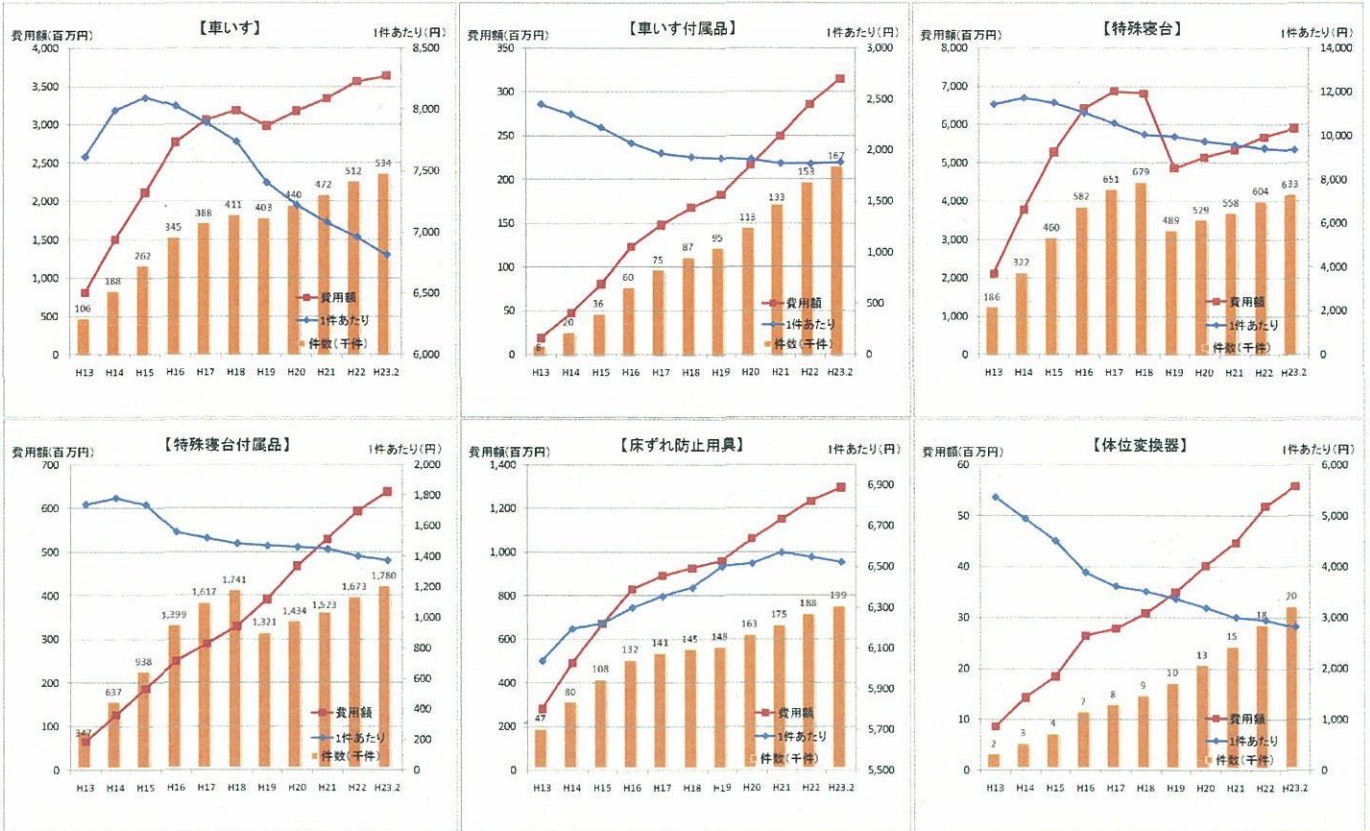


福祉用具貸与費の要介護度別・種目別の利用割合(単位数)(平成23年2月サービス分)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数
車いす	3.4%	7.2%	7.6%	22.0%	20.6%	21.0%	18.3%	100%
車いす付属品	0.7%	2.3%	3.8%	14.7%	19.3%	28.0%	31.3%	100%
特殊寝台	0.5%	1.9%	4.5%	25.9%	23.8%	22.8%	20.6%	100%
特殊寝台付属品	0.4%	1.8%	4.6%	26.7%	25.9%	24.0%	16.6%	100%
床ずれ防止用具	0.1%	0.3%	1.3%	7.2%	11.6%	26.5%	53.0%	100%
体位変換器	0.0%	0.3%	0.7%	3.7%	6.3%	19.6%	69.3%	100%
手すり	6.0%	13.9%	20.1%	27.0%	18.7%	11.0%	3.3%	100%
スロープ	0.2%	0.8%	2.4%	10.6%	20.6%	33.6%	31.9%	100%
歩行器	9.0%	19.7%	20.3%	26.7%	15.1%	7.3%	1.9%	100%
歩行補助つえ	5.7%	15.7%	17.5%	29.4%	19.5%	9.9%	2.3%	100%
認知症高齢者徘徊感知機器	0.0%	0.1%	2.9%	14.3%	35.9%	33.8%	13.2%	100%
移動用リフト	0.5%	2.3%	4.5%	20.3%	22.8%	25.1%	24.4%	100%

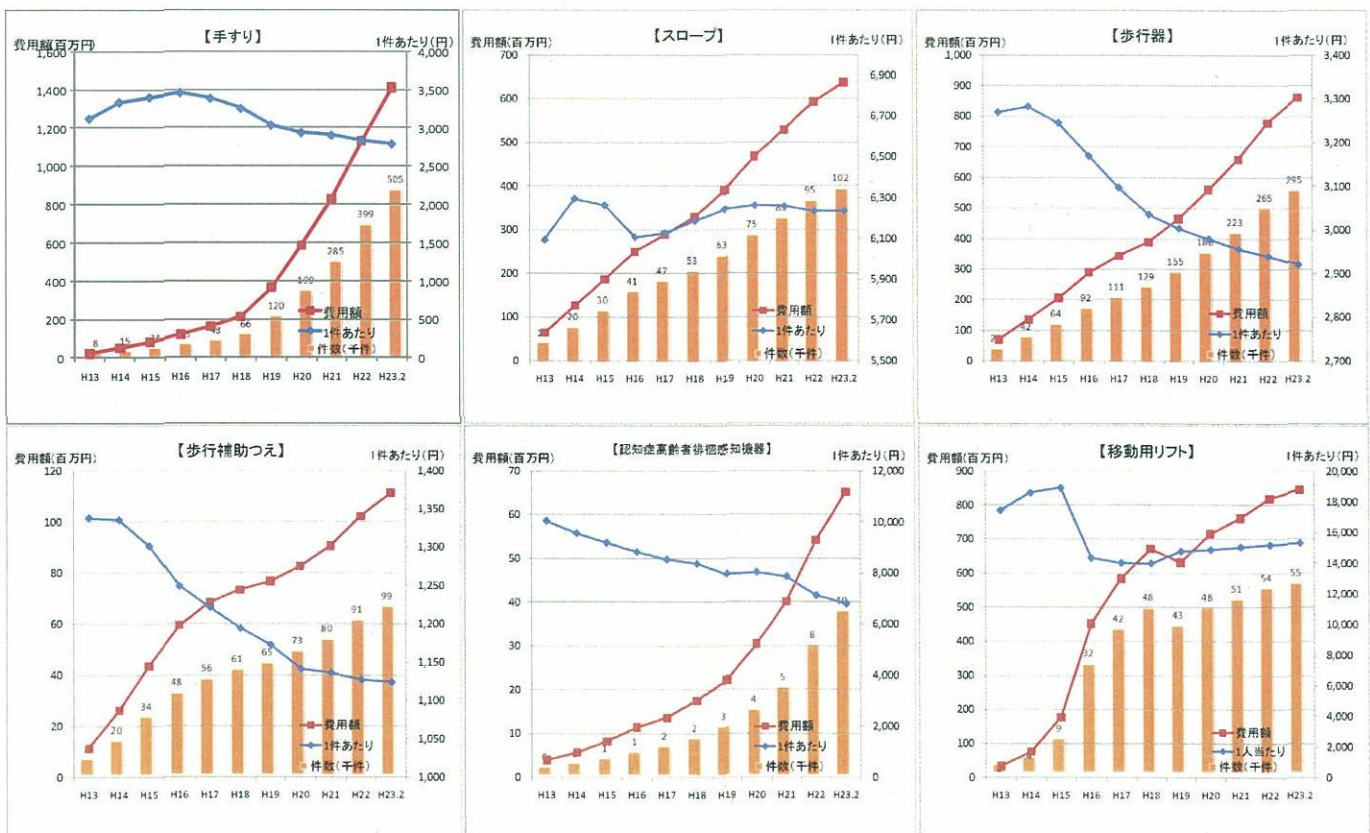
(介護給付費実態調査(平成23年2月サービス提供分))

福祉用具貸与費の推移（種目別）①



出典：介護給付費実態調査月報（各年4月サービス提供分）

福祉用具貸与費の推移（種目別）②

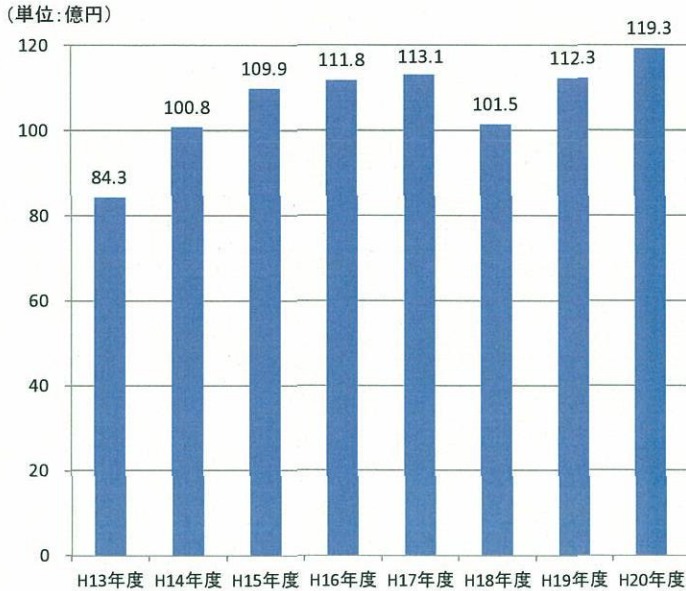


出典：介護給付費実態調査月報（各年4月サービス提供分）

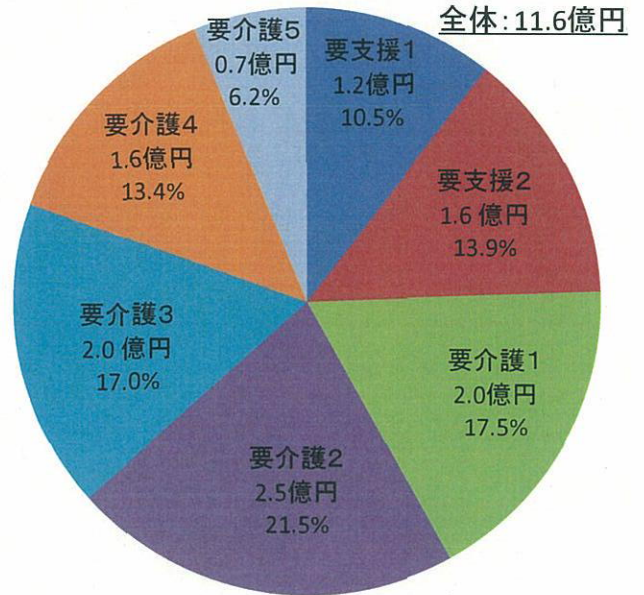
福祉用具購入費の状況

- 特定福祉用具購入に係る給付費は、年間119.3億円である(平成20年度)
- 要介護度別では、要介護度2以下の者が給付費の約6割である。

特定福祉用具購入費の給付費(介護予防含む)



特定福祉用具購入費の給付費
(平成22年11月支出決定分)



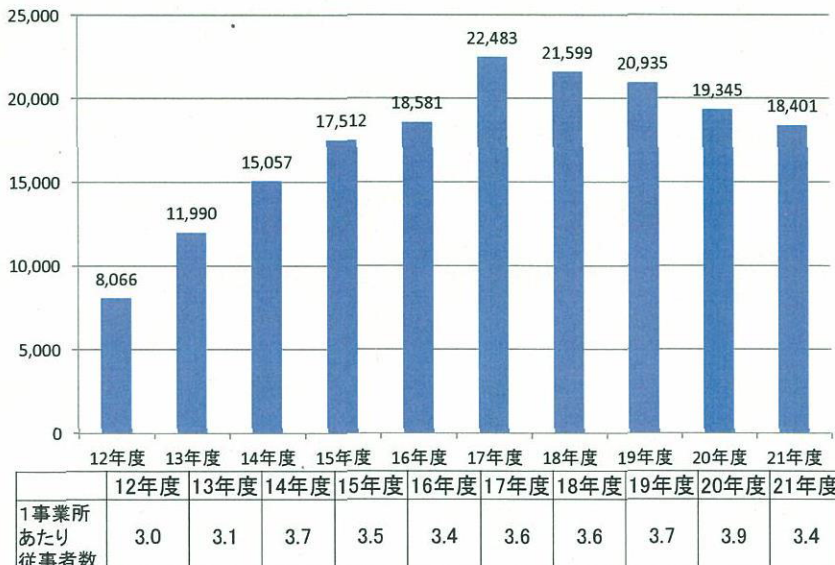
(※)給付費=自己負担分を除く。

(出典)厚生労働省「介護保険事業状況報告」

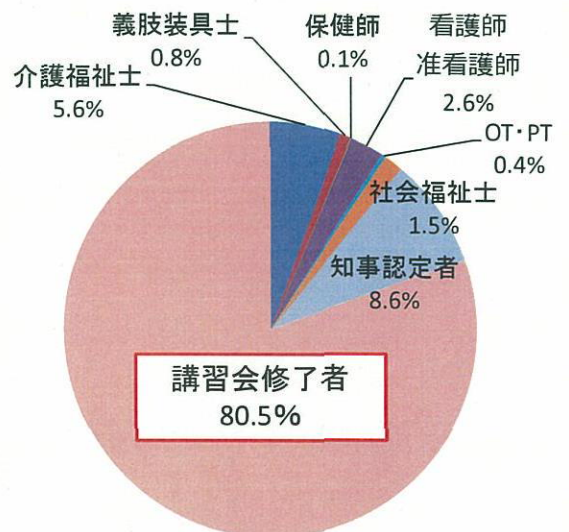
福祉用具専門相談員の状況

- 福祉用具貸与事業所に従事する福祉用具専門相談員数は、平成17年を頂点として減少傾向にある一方、1事業所あたりの従事者数が増加傾向にある。
- 福祉用具貸与事業所に従事する福祉用具専門相談員のうち、約8割が指定講習会(40時間)修了者である。

① 福祉用具専門相談員従事者数



② 福祉用具専門相談員資格内訳



出典:介護サービス施設・事業所調査(各年10月1日現在)

メンテナンスの実施状況

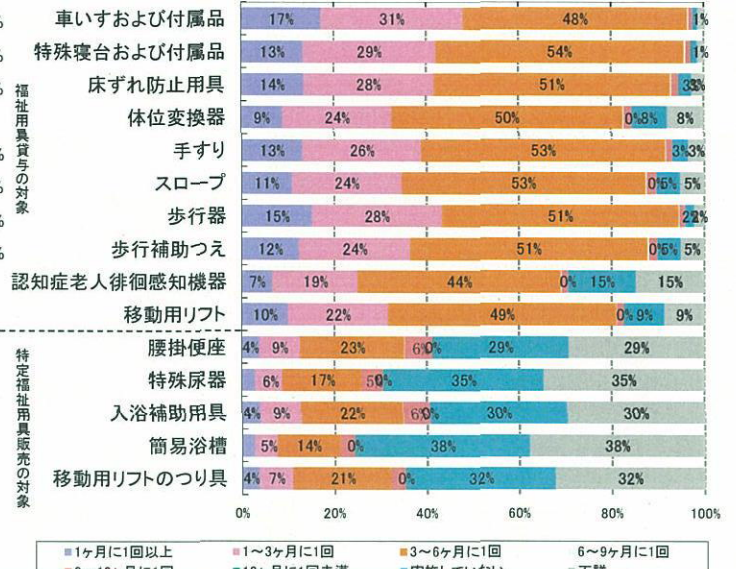
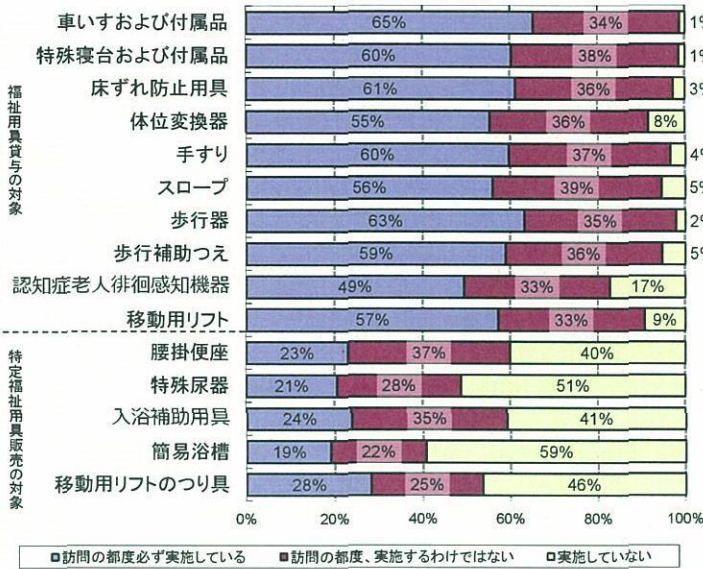
- 実施状況は、貸与種目においては約6割、販売種目では約2割が、訪問の都度必ず実施されている。
- 実施頻度は、貸与種目においては約6割の事業所が6ヶ月に1回以上実施しているのに対し、販売種目では約3割の事業所が実施していない。
- なお、実施状況及び頻度について、貸与種目内・販売種目内の差異は見られない。

① メンテナンス実施状況(種目別)

n(事業所数)=1,187

② メンテナンス実施頻度(種目別)

n(事業所数)=1,187

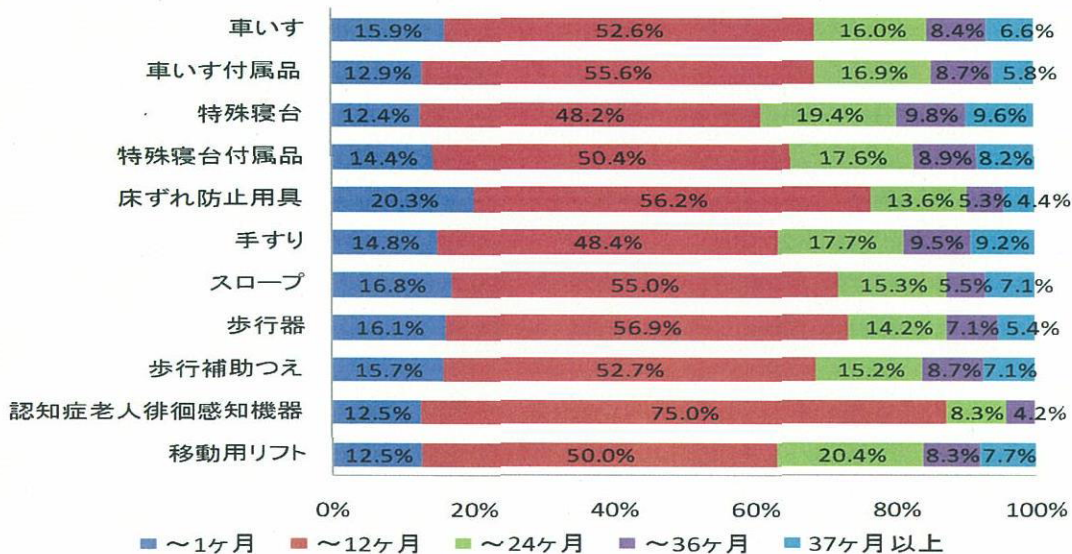


出典:介護保険における福祉用具サービスの利用実態及び有効性に関する調査研究(平成22年(財)テクノイド協会)

福祉用具の利用期間の状況

- 同一の福祉用具を利用する期間は、各種目とも平均12ヶ月前後であり、種目の違いによる利用期間の格差は見られない

同一の福祉用具を利用する期間



出典:介護保険における福祉用具サービスの利用実態及び有効性に関する調査研究(平成22年(財)テクノイド協会)

福祉用具の主な改正内容について

○平成18年度

(1) 軽度者に対する福祉用具貸与の見直し

- ・ 軽度者(要支援1～要介護1)の状態像を踏まえ、利用の想定しづらい車いす、特殊寝台等の8種目を原則給付の対象外とする見直しを行った。
- ・ なお、福祉用具を必要とする状態であるにもかかわらず利用出来ない者があったため、一定の場合には給付対象となるよう、平成19年度に再度見直しを行った。

(2) 特定福祉用具販売を行う事業者に係る指定制の導入

- ・ 指定された事業所で販売される特定福祉用具を購入した場合に限り、福祉用具購入費の支給対象とする見直しを行った。

○平成21年度

(1) 価格の分布状況の公表等

- ・ 製品毎等の貸与価格の分布状況等の把握・分析・公表や介護給付費通知における同一製品の貸与価格幅等の通知を可能とした。
- 国保連合会介護給付適正化システムの改修に伴う積極的な活用を要請(平成21年6月17日付事務連絡)

(2) 福祉用具の追加

○福祉用具貸与

起き上がり補助用具(体位変換器)／階段移動用リフト(移動用リフト)／離床センサー(認知症老人徘徊感知機器)

○特定福祉用具販売

自動排泄処理装置(特殊尿器)／入浴用介助ベルト(入浴補助用具)

12

福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会

○ 趣旨

介護給付費分科会において審議を行うための論点の整理及び技術的な事項の検討等を行う。

○ 検討会メンバー

氏名	所属・役職
畔上 加代子	全国福祉用具専門相談員協会 副理事長
池田 省三	龍谷大学 教授
石川 良一	全国市長会 介護保険対策特別委員会 委員長
一瀬 正志	財団法人 テクノエイド協会 常務理事
伊藤 利之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
木村 憲司	日本福祉用具・生活支援用具協会 会長
木村 隆次	日本介護支援専門員協会 会長
久留 善武	社団法人 シルバーサービス振興会 企画部長
高智 英太郎	健康保険組合連合会 理事
◎ 田中 滋	慶應義塾大学大学院 経営管理研究科 教授
東島 弘子	ジャーナリスト
山内 繁	早稲田大学 研究推進部 参与
山下 一平	社団法人 日本福祉用具供給協会 理事長

◎:座長

○ 検討経過

開催日	議題
第1回 (平成19年9月3日)	福祉用具の保険給付の在り方に関する課題の整理・明確化とその改善のための論点について
第2回 (平成19年10月22日)	福祉用具の保険給付の在り方に関する改善のための論点について
第3回 (平成19年11月22日)	これまでの論点整理について
第4回 (平成21年8月7日)	福祉用具サービスの利用実態及び有効性等に関する調査の実施について
第5回 (平成22年7月27日)	「福祉用具サービスの利用実態及び有効性等に関する調査」結果について
第6回 (平成23年4月25日)	介護保険の福祉用具における議論の整理について

13

福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会

「議論の整理」(概要)(平成23年5月19日)

福祉用具における保険給付の在り方に関して、社会保障審議会介護給付費分科会において審議を行うための論点の整理及び技術的な事項の検討等を行うために設置。今般、主に3つの論点について、今後の方向性を整理。

論点1 いわゆる「外れ値」への対応について

- ☆ 福祉用具貸与価格について、同一製品であっても平均的な月額と比べて、非常に高額な請求が行われているケース(いわゆる「外れ値」)があることが指摘されている。
- ☆ 平成21年8月の国保連合会介護給付適正化システムの改修により、介護給付費通知書に福祉用具貸与価格分布状況を掲載して発出可能となり、516の保険者において発出されるなど、一定の効果が報告されている。

- 保険者(市町村)は、引き続き福祉用具の価格の実態についての公表・情報提供を促進するとともに、分析・検証を行い、**給付の適正化のための取組を行うことが重要**。
また、こうした**情報を利用者やケアマネジャーが活用できるようにすることも必要**。
- その際、介護報酬の請求に際して記載する**商品コードの統一化を検討**するなど、保険給付の明確性、透明性を一層推進することが必要。
- 情報公表制度において、都道府県が介護サービスの質に関する情報を公表するように配慮する旨の規定(介護保険法改正案)を活用することも有効。
- **介護給付費通知書等の取組が全保険者に普及するよう推進**するとともに、利用者の反応や介護支援専門員等の意識や行動の変化、福祉用具貸与価格への影響等を検証していくことが必要。

14

論点2 比較的安価な福祉用具の取り扱いについて

- ☆ 価格が比較的安価で、軽度者の利用が多く、結果的に長期間の利用となる福祉用具種目(歩行補助つえ等)については、貸与という給付方式に馴染まず、「貸与から販売の移行」、または「貸与と購入の選択制」を導入してはどうかという意見がある。
- ☆ 一方で、仮に販売制度を導入するとした場合、貸与事業者が保守点検(メンテナンス)、製品の安全性について責任を持って実施する仕組が担保されなくなる等の問題点が指摘され、慎重に対応することが必要との意見がある。

- 今後ともこれらの種目の利用実態、モニタリング、メンテナンス等のサービスの具体的な実施状況、安全性の担保等の観点から、**調査・検証を継続**することが必要。
- その際には、**専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントが担保される仕組みの確立と併せて実施**することが必要。

論点3 専門職の関与と適切なケアマネジメントの推進について

- ☆ 福祉用具は、導入時に適切なアセスメントを行うとともに利用者の状態像を考慮したマネジメントを適切に行う必要があるが、他のサービスと異なり、個別サービス計画の作成が位置付けられておらず、「個々の利用者の状態像や生活環境に応じた福祉用具の選定」、「関係者間での情報の共有」、「継続的にモニタリングを行う仕組み」が不足しているのではないか等の指摘がある。
- ☆ 専門職の役割を明確化するなど、適切なアセスメント、マネジメントの仕組みについて検討する必要がある。

- **個別援助計画の作成を指定基準において明確に位置づける**ことが適当。
- 介護支援専門員がケアプランを作成する際に、専門性に基づく選定が出来るよう、医師、看護職員、OT、PT等が支援する仕組みの導入。
- 福祉用具導入時のサービス担当者会議に福祉用具専門相談員等の専門職の関与を促進。
- **福祉用具専門相談員や介護支援専門員の研修カリキュラムの見直し**。

15